

平成25年度 第8回宮古島市教育委員会（定例会）議事日程

平成25年11月26日（火） 午後2時 開議

- 日程第1 承認事項 会議録の承認について（平成25年度第7回定例会）
- 日程第2 報告 教育長報告
- 日程第3 議案第30号 宮古島市教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令
について
- 日程第4 議案第31号 宮古島市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令につ
いて
- 日程第5 その他 下地中学校・来間中学校統合協議会経過報告について
- 日程第6 その他 平成25年度一般会計補正予算（第5号）（教育費）につい
て

議案第30号

宮古島市教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令について

上記の議案を別紙のとおり提案する。

平成25年11月26日

宮古島市教育委員会

教育長 川満 弘志

提案理由

学校（園）配置の市費負担職員（司書・用務員・幼稚園教諭）の服務に関する規定を設けるには、規程の一部を改正する必要があるため、本案を提出します。

別紙

宮古島市教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令

宮古島市教育委員会職員服務規程(平成17年宮古島市教育委員会訓令第5条)の一部を次のように改正する。

第1条中「(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校を除く。)に属する一般職の」を「の任命に係る」に改める。

第2条第1項中「第29条」を「第38条」に改め、同条第2項を次のように改める。

- 2 前項の場合において、条文及び様式中「市長」、「任命権者」又は「副市長」とあるのは「教育長」と、「総務部長」とあるのは「教育部長」と、「総務課長」とあるのは「教育総務課長」と、「総務課長補佐」とあるのは「教育総務課長補佐」と、「人事研修係長」とあるのは「管理係長」と、「人事研修係」とあるのは「管理係」と、それぞれ読み替えるものとする。又、学校で勤務する職員にあっては、様式中「主務課長補佐」とあるのは「学校長」と、「主務係長」とあるのは「教頭」とそれぞれ読み替えるものとし、幼稚園で勤務する職員にあっては、「主務課長補佐」とあるのは「園長」と読み替え、「主務係長」の欄は削るものとする。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

議案第 3 1 号

宮古島市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令について

上記の議案を別紙のとおり提案する。

平成 2 5 年 1 1 月 2 6 日

宮古島市教育委員会

教育長 川満 弘志

提案理由

市費負担職員の履歴書提出に関する規定を削除する必要があるため、本案を提出します。

別紙

宮古島市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令

宮古島市立学校職員服務規程（平成17年宮古島市教育委員会訓令第11号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第5条関係）

履歴書の提出部数

区分	部数
新たに県費負担教職員となった場合	4部
配置替えとなった場合	1部
他の教育委員会の所管に属する学校等から着任した場合	2部

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。